

国立大学法人高知大学特任職員（特任シニアプロフェッサー）に関する運用内規

平成 28 年 3 月 18 日

学 長 裁 定

（趣旨）

第 1 条 この内規は、国立大学法人高知大学特任職員就業規則第 10 条の規定に基づき、特任シニアプロフェッサーに関し、必要な事項を定める。

（業務及び配置の運用）

第 2 条 特任シニアプロフェッサーは、本学の学部又は専攻において教育業務（教育に関連する業務を含む。）に従事するものとする。

2 特任シニアプロフェッサーは、管理職等の役職には命じず、また、原則各種委員会の委員を命じないこととする。

3 特任シニアプロフェッサーは、教育業務を主として担当する学部又は専攻の専任担当となるものとする。

（その他）

第 3 条 この運用によりがたい事項については、学長が別に定めることができるものとする。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。